

自動販売機設置に関する協定書（案）

多賀城市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の設置及び管理運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、別紙仕様書に基づき乙が設置し、管理する自販機により乙の取り扱う商品を販売すること及び甲の区域内において地震その他の災害により重大な被害が発生したとき（以下「災害時」という。）における当該自販機による支援内容を定めることを目的とする。

（自販機の設置場所）

第2条 甲は、別紙仕様書に定める場所を、乙が第4条に定める行政財産の使用許可を受けることを条件として、乙の利用に供するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定は、令和5年12月1日から令和8年3月31日まで有効とする。

（行政財産の使用許可）

第4条 乙は、第3条に定める期間中において、年度ごとに多賀城市公有財産規則（昭和47年多賀城市規則第12号）第22条の2の規定に基づく行政財産使用許可申請書を甲に提出し、許可を得なければならない。

2 乙は、行政財産の使用許可を受けたときは、多賀城市財産条例（昭和47年多賀城市条例第8号）第3条の規定に基づき算出した使用料を、甲が発行する納入通知書により指定する期限までに納入しなければならない。

（設置設備）

第5条 設置設備については、別紙仕様書に記載のとおりとする。

2 乙は、甲の指定する場所に自販機を設置し、使用できる状態に調整した後、甲の確認を受け、これに合格した後に運用を開始するものとする。

3 前項の確認の結果、不合格となり、補正の必要があるときは、乙は遅滞なく補正を行い、再び甲の確認を受けるものとする。

4 乙は、自販機の仕様内容を変更しようとするときは、事前に書面により甲に協議の上、承認を得るものとする。

5 自販機の設置に要する費用は、乙の負担とする。

(取扱商品及び販売価格)

第6条 乙は、取扱商品及び販売価格を前条第1項の確認を受ける前に、甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により通知した取扱商品及び販売価格を変更する場合は、10日前までに変更後の取扱商品及び販売価格を甲に通知するものとする。変更後、再度変更するときも同様とする。

(稼働時間)

第7条 自販機は、常時稼働を原則とする。

(設備の維持管理等)

第8条 乙は、別紙仕様書に掲げる事項を善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

2 甲は、自販機設備に破損その他の異常を発見したときは、直ちに乙に連絡し、復旧等の措置を行わせるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、甲は自販機設備の適正な運営のため必要と認めるときは、乙に対し指示、指導及び助言を行うものとし、乙はこれに対し誠実に対応するものとする。

4 維持管理等に要する費用は、乙の負担とする。

(電気使用料)

第9条 乙は、自販機に証明書用電気計器（以下「電気子メーター」という。）を設置し、自販機運営に係る一切の電気使用料を負担するものとする。

2 甲は、施設全体の電気使用料を基に算出した単価に基づき、設置期間中の各月末に電気子メーターの表示に基づく当該月の電気使用料を算出の上、納入通知書を発行し、乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書により、指定する期限までに納入しなければならない。

(水道使用料)

第10条 乙は、第13条に定める災害時における飲料の供給を含む自販機運営に係る一切の水道使用料を負担するものとする。

2 甲は、毎年度、施設全体の水道使用料を基に自販機運営に係る月額水道使用料を算出の上、納入通知書を発行し、乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書により、指定する期限までに納入しなければならない。

(販売数量等の報告)

第11条 乙は、販売数量を毎月末に1月分を取りまとめ、翌月10日までに甲に報告するものとする。

2 報告は、販売品目毎に行うことを原則とするが、管理運営上これにより難しい場合は、甲乙協議の上、内容について決定するものとする。

(事業実施に伴う売上代金の一部納入)

第12条 乙は、第4条の規定に基づく行政財産の使用許可期間の終了後、速やかに当該期間中に販売した商品に係る売上代金の一部を甲に納入するものとする
(紙カップについては、売上代金の〇〇%、缶・PET類については、売上代金の〇〇%)。

2 売上代金の納入は、甲が指定する方法により行うものとする。

(災害時における飲料の供給)

第13条 甲に災害対策本部が設置され、市内指定避難所のいずれかが開設された段階で、甲の判断により、避難者に対し自販機による飲料の供給(以下「災害時供給」という。)を開始する。

2 乙は、設置する自販機毎に災害時供給を開始する際に必要な解除鍵1個を甲に対し、協定有効期間中貸与するものとする。

3 甲は、災害時供給を実施した際は、速やかに乙に連絡するものとし、乙は、電源復旧後、速やかに販売供給できるよう努めなければならない。

4 乙は、取扱商品に係る物資の在庫状況等により販売する飲料を取扱商品と異なるものに変更する場合は、事前に甲に連絡の上、自販機の表示についても避難者が混乱しないような措置を施すものとする。

5 災害時供給に係る飲料は無償とし、供給に伴う費用は乙の負担とする。

6 災害時供給に係る飲料は、〇〇本を上限とし、被災規模及び状況等により、更なる供給が必要と判断される場合は、甲乙協議の上、追加供給数量について決定するものとする。

(第三者への損害賠償義務)

第14条 乙は、自販機設備の管理運営において第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき理由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもって通告し、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 第4条に定める行政財産の使用許可を得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 自販機の設置運営に係る業務の処理が著しく不相当であると認められるとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき理由により、協定期間内にこの協定を履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 正当な理由なくしてこの協定の条項に違反したとき。
- (5) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱(平成20年多賀城市告示第116号)別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき。

2 甲は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、この協定を解除することができる。

3 前2項の規定による協定の解除に係る損害賠償金等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(原状回復)

第16条 乙は、協定有効期間の満了により事業を終了するとき又は前条の規定によりこの協定が解除されたときは、速やかに自販機を撤去し、現状に復さなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 原状回復に必要な費用は、全て乙の負担とする。

(不当介入に対する措置)

第17条 乙は、この協定の履行に当たり暴力団員等による不当要求や妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、甲に対しその旨を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、この協定の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後においても同様とする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈、運用に係る疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれが1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号
多賀城市長 深谷 晃祐

乙

※本協定書（案）において、網掛けで記載している事項については、企画提案を受けた後に甲乙協議の上決定する事項である。